

妊婦支援給付金のご案内

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、町では、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、面談等を通じて身近な相談に応じるとともに、出産子育てを応援するため給付金を支給します。

給付金	妊娠届出後 【給付金 1 回目】	出産後 【給付金 2 回目】
面談・給付の 対 象 者	妊婦	妊婦(産婦)
給 付 額	5万円	5万円 胎児1人あたり
申 請 方 法	・窓口で妊娠届出時に保健師と面談を行い、申請します。 ・振込先が確認できる通帳又はキャッシュカードをご持参ください。	・出産後、保健師がご自宅を訪問する際に、申請書類をお渡しします。その場での申請、又は郵送にて提出してください。
給 付 時 期	申請受付後、おおよそ1か月前後 (審査後、決定通知書を送付いたします)	
給 付 ま で の 流 れ	【母子健康手帳の交付】 ・面談、妊婦支援給付金の申請 ※給付金の申請には、アンケートと妊婦との面談が必要になりますので、妊婦以外の方が窓口に来た場合は、後日改めて面談させていただきます。 【妊娠後期（8か月頃）】 ・アンケート ・電話や訪問(希望者)での相談支援	【赤ちゃん訪問】 ・出生後おおよそ2週間～1か月の間に保健師が訪問し、相談支援。 ・アンケート、給付金の申請 
備 考	・申請者は、妊婦および妊婦給付認定を受けた胎児の母に限ります。 ・振込口座名義も、申請者と同一の必要があります。	